諮問庁:防衛大臣

諮問日:令和7年6月11日(令和7年(行情)諮問第659号)

答申日:令和7年10月22日(令和7年度(行情)答申第470号)

事件名:「通達件名一覧 令和6年 陸上幕僚監部」の一部開示決定に関する

件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書(以下「本件対象文書」という。)につき、その一部を不開示とした決定については、別紙の2に掲げる部分を開示すべきである。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年3月10日付け防官文第51 86号により防衛大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

(1) 本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

令和5年度(行情)答申第654号に従い、本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

(2)変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報(別紙1(略)で説明されているもの)及びプロパティ情報(別紙2(略)で説明されているもの)が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

(3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度(行情)答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術

的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

(4)「本件対象文書の内容と関わりのない情報」(平成24年4月4日付け防官文第4639号)についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象 文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反す るので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開 示・不開示の判断を改めて求めるものである。

- (5) 一部に対する不開示決定の取消し。 記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべき である。
- (6) 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。 更に「情報公開事務処理の手引」(平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室)が、「部分開示(部分不開示)の範囲(量)が明確になるように開示を実施する必要がある」(24頁)と定めており、「部分開示(部分不開示)の範囲(量)が明確」になっ

(7)紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかったものについては、その特定を求めるものである。

ているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

#### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、「陸上幕僚長通達の一覧(2024年1~12月)。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、令和7年3月10日付け防官文第5186号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分)を行った。本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のと おりであり、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

- 3 審査請求人の主張について
- (1)審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が 生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文 書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文 書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたもので あり、その他の部分については開示している。
- (2)審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第17 55号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏 まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該 当しない。
- (3)以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年6月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年7月17日 審議
- ④ 同年10月16日 本件対象文書の見分及び審議

#### 第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、上記第1のとおりであり(別紙の1)、処分庁は、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めているが、諮問 庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果 を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

- 2 不開示部分の不開示情報該当性について
- (1) 別表の番号1、2、3、5ないし9について
  - ア 不開示部分には、自衛隊の運用、教育訓練、通信の保全及び情報保 全に関する情報等が記載されていると認められる。
  - イ 原処分で文書日付が開示されていることを踏まえると、当該不開示部分(別紙の2に掲げる部分を除く。)は、これを公にすることにより、作成時点における自衛隊の運用要領、練度、通信の保全要領及び情報保全態勢等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがある旨の諮問庁の上記第3の2及び別表の「不開示とした理由」欄の説明を否定することまではできない。
  - ウ そうすると、当該不開示部分を公にすることにより、国の安全が害 されるおそれ等があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由

があると認められるので、当該不開示部分は、法5条3号に該当し、 不開示としたことは妥当である。

エ しかしながら、別紙の2に掲げる部分については、当該情報は、処分庁に対して行われた同旨の開示請求に係る諮問事件において開示された文書において、既に開示されている部分と同旨の情報であると認められる。

そうすると、当該部分を公にしても、国の安全が害されるおそれ等があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとはいえないため、当該部分は、法 5 条 3 号に該当せず、開示すべきである。

(2) 別表の番号2及び4について

不開示部分には、他国に関する情報が記載されていると認められる。 当該不開示部分は、これを公にすることにより、当該他国との信頼関係が損なわれるおそれがある旨の諮問庁の上記第3の2及び別表の「不開示とした理由」欄の説明を否定することまではできない。

そうすると、当該不開示部分を公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、当該不開示部分は、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- 3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは ない。
- 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 3 号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分のうち、別紙の2に掲げる部分を除く部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の2に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

#### (第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

## 別紙

- 1 本件対象文書 通達件名一覧 令和6年 陸上幕僚監部(1~12月)
- 2 開示すべき部分 96枚目の陸幕情第10号及び陸幕情第62号のそれぞれ件名の一部

# 別表

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	51枚目、56枚目、	自衛隊の運用に関する情報であり、これ
	88枚目及び108枚	を公にすることにより、自衛隊の運用要領
	目のそれぞれ一部	及び能力が推察され、自衛隊の任務の効果
		的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国
		の安全を害するおそれがあることから、法
		5条3号に該当するため不開示とした。
2	52枚目の一部	自衛隊の運用及び教育訓練に関する情報
		であり、これを公にすることにより、自衛
		隊の運用要領及び練度が推察され、自衛隊
		の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひ
		いては我が国の安全を害するおそれがある
		とともに、他国に関する情報であり、これ
		を公にすることにより、他国との信頼関係
		が損なわれるおそれがあることから、法5
		条3号に該当するため不開示とした。
3	53枚目の一部	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、
		これを公にすることにより、自衛隊の練度
		が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行
		に支障を及ぼすおそれがあることから、法
		5条3号に該当するため不開示とした。
4	61枚目の一部	他国に関する情報であり、これを公にす
		ることにより、他国との信頼関係が損なわ
		れるおそれがあることから、法5条3号に
		該当するため不開示とした。
5	77枚目及び78枚目	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、
	のそれぞれ一部	これを公にすることにより、自衛隊の練度
		が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行
		に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を
		害するおそれがあるとともに、他国に関す
		る情報であり、これを公にすることによ
		り、他国との信頼関係が損なわれるおそれ
		があることから、法5条3号に該当するた
		め不開示とした。
6	92枚目及び95枚目	自衛隊の通信の保全に関する情報であ
	のそれぞれ一部	り、これを公にすることにより、通信保全
	<u>L</u>	ı

		要領の一端が推察され、自衛隊の任務の効
		果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が
		国の安全を害するおそれがあることから、
		法5条3号に該当するため不開示とした。
7	93枚目及び94枚目	自衛隊の教育訓練に関する情報であり、
	のそれぞれ一部	これを公にすることにより、自衛隊の練度
		が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行
		に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を
		害するおそれがあるとともに、自衛隊の通
		信の保全に関する情報であり、これを公に
		することにより、通信保全要領の一端が推
		察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支
		障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害す
		るおそれがあることから、法5条3号に該
		当するため不開示とした。
8	96枚目の一部	自衛隊の情報保全に関する情報であり、
		これを公にすることにより、自衛隊の情報
		保全態勢が推察され、自衛隊の任務の効果
		的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国
		の安全を害するおそれがあることから、法
		5条3号に該当するため不開示とした。
9	97枚目から99枚目	自衛隊の運用に関する情報であり、これ
	までのそれぞれ一部	を公にすることにより、自衛隊の運用要領
		が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行
		に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を
		害するおそれがあるとともに、自衛隊の情
		報保全に関する情報であり、これを公にす
		ることにより、自衛隊の情報保全態勢が推
		察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支
		障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害す
		るおそれがあることから、法5条3号に該
		当するため不開示とした。